

平成30年3月26日

亀岡市議会議長 湊 泰孝 様

発議者 議会運営委員長 福井 英昭

亀岡市議会定例会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第109条第6項の規定により提出します。

## 議第 2 号議案

亀岡市議会定例会条例の一部を改正する条例の制定について

亀岡市議会定例会条例（昭和 3 1 年亀岡市条例第 1 9 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

亀岡市議会定例会条例の一部を改正する条例

亀岡市議会定例会条例（昭和 3 1 年亀岡市条例第 1 9 号）の一部を次のように改正する。

「毎年 4 回」を「毎年 1 回」に改め、次のただし書を加える。

ただし、議員の任期満了による一般選挙が行われる年の招集の回数は、年 2 回とする。

附 則

この条例は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。